

平成 23 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名：株式会社ハウスフリーダム
(コード：8996 福証 Q-Board)
代表者名：代表取締役社長 小 島 賢 二
問合せ先：取締役 森 光 哲 也
(TEL：072-336-0503)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は平成 23 年 3 月 14 日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念である「我々は、住宅産業を通じて価値創造し、人々に夢と希望の創出を継続することが、社会貢献であり、企業としての宿命であると考え。」に基づき行動することがコンプライアンスの基本であり、倫理・コンプライアンス規程を定め、法令及び定款並びに社内規程等を誠実に遵守し、コンプライアンスの推進に関しては、役職員全員がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務執行にあたっている。

重要事項が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに人事総務部に情報が集約され、取締役会に対して報告がなされ適切に対応するとともに、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程を定め、未然防止に取り組んでいる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定や報告についての資料や株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な情報については、取締役会規則や文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として毎週開催される経営会議において社長以下全役員が各部門の報告書等から日々のクレームや問題点等の対応を確認し、事前防止を図っている。また、危機管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は人事総務部が担当し、リスク管理マニュアル等を整備し、情報セキュリティポリシーを定め、規程類とともにサーバーに掲示し、役職員全員に周知徹底を図っている。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規則等の社内規程に基づき、経営上の重要な項目について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っている。

また、経営会議を原則として毎週開催し、取締役会の審議検討を充実させるための事前審議を行い、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っているほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等に基づき、各職位の責任・権限や業務を明確にしている。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために子会社管理規程を制定するとともに、管理担当取締役が法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、人事総務部はこれらを横断的に推進し、管理している。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行っている。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしている。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、部長会議等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けている。

取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて会社に重要な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役員、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告している。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にしている。

また、取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っている。

なお、監査役は当社の会計監査を実施している三優監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図っている。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、倫理・コンプライアンス規程を制定し、その中で反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行うに際しては、法令や社会規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としている。

この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、外部専門機関や顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除している。

以上